

求職者等に関するハラスメント対策について

2026 年 10 月 1 日施行の改正男女雇用機会均等法（第 13 条第 1 項）により、事業主には、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために必要な措置を講ずることが義務付けられます。

株式会社アンビスホールディングスおよび株式会社アンビス（以下、総称して「当社」といいます。）は、同法及び厚生労働省の指針に基づき、以下のとおり基本方針及び対応を定めます。

1. 基本方針

当社は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを一切認めません。

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントとは、当社が雇用する労働者による性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されるものをいいます。

なお、同性に対するものも含まれ、被害を受けた方の性的指向またはジェンダーアイデンティティ（自己の性別についての認識）にかかわらず対象となります。

「求職活動等」には、採用面接、就職説明会、インターンシップ等のほか、SNS 等のオンラインを介したやり取りやオンライン上で行われる活動も含まれます。また、当社の事業所内で行われるものに限られません。

「性的な言動」とは、性的な内容の発言および性的な行動をいい、例えば次のようなものが含まれます。

- ・性的な事実関係を尋ねること
- ・性的な内容の情報を意図的に流布すること
- ・性的な関係を強要すること
- ・必要なく身体に触ること
- ・その他の性的な言動

求職者等に対するセクシュアルハラスメントに係る性的な言動を行った者については、厳正に対処します。

2. 求職活動等に関する基本ルール

当社では、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止し、求職者等が安心して求職活動等を行うことができるよう、以下の基本ルールを定めています。

- ・面接・面談は、当社が指定する担当者が、あらかじめ定めた日時、場所および方法により実施します。対面で実施する場合は当社の会議室等、オンラインで実施する場合は当社が指定するオンライン会議システムを使用します。
- ・選考に関する連絡は、当社の採用管理システム、採用担当部署のメールアドレス、電話その他当社が指定する連絡手段を使用することを原則とします。役職員個人の SNS アカウント等を用いるなど、採用活動に必要な範囲を超えた私的な連絡は行いません。

3. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談窓口

選考過程において、その他の求職活動等において、セクシュアルハラスメントに該当すると思われる言動を受けた場合、またはその疑いがある場合は、下記の相談窓口までご連絡ください。

相談窓口	採用部（採用セクシュアルハラスメント相談窓口）
連絡先	メール：[saiyo@amvis.co.jp] / 電話：[0120-910-194]
対応時間	[平日 10:00～18:00 ※土日祝・当社休業日を除く]
対応方法	相談内容や状況に応じて、必要な事実関係の確認その他の適切な対応を行います。

4. プライバシーの保護等

- ・相談者、行為者その他の関係者のプライバシーを保護し、相談への対応および事実関係の確認等に必要な範囲を超えて情報を共有することはありません。
- ・相談したことを理由に、選考において不利益な取扱いを行うことは一切ありません。
- ・事実関係の確認等を行う場合には、相談者の意向やプライバシーに十分配慮し、必要な範囲で関係者への確認を行います。
- ・取得した個人情報は、当社「[個人情報保護方針](#)」に基づき適切に取り扱います。

以上